

養殖業等セーフティネット支援事業実施要領

(目的)

第1条 養殖業等セーフティネット支援事業（以下「事業」という。）を適正に実施するために必要な事項について定めるものとする。

また、併せて補助金交付事務を適正に処理するため、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 要項第2条に規定する補助対象経費は、次のとおりとする。

漁業災害補償法に基づく漁獲共済及び養殖共済に係る純共済掛金

(補助金等の交付申請)

第3条 要項第6条第2項第1号の事業計画書の様式は、別記様式とする。

(補助事業等の内容等の変更)

第4条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式とする。

(事業の完了)

第5条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記様式とする。

附 則

この要領は、平成27年4月24日から施行する。

3 養殖共済集計表

(単位：円)

共済の 対象 種類	共済責 任期間	対象物 の単価	対象物 の数量	共済価額	平均契 約割合 (%)	共済金額	純共済 掛金率 (%)	養殖共済掛金				備考
								純共済 掛金額	国補助金	市町補助金	県補助金	
合計												

4 漁獲・養殖共済引受明細表

(単位：円)

漁協名	契約者 名	共済の 対象 種類	対象物 の単価 (円) A	対象物 の数量 (尾、貝) B	共済価額 $C = A \times B$	契約 割合 (%) D	共済金額 $E = C \times D$	純共済 掛金率 (%) F	漁獲・養殖共済掛金				備考
									純共済 掛金額 $G = E \times F$	国補助金 H	市町補助金 $I = H \times 1/10$	県補助金 $J = I \times 1/2$ 以内	

(注) 本様式は、計画書、変更計画書、実績書のいずれか及び漁獲、養殖のいずれかを○で囲んで使用してください。

(注) 計画変更があった場合、変更に係る部分については、二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。